

第4章 環境施策と市・市民・事業者の取組

4.1 自然環境保全

(1) 生物多様性を保全し、豊かな自然の恵みを守ります



◆生物の生息環境の保全

- ・貴重な動植物が生息・生育できるような環境の保全に努めます。
- ・外来種による在来種への影響など環境への影響について周知し、外来種の種類や個体数を増やさないよう啓発に努めます。
- ・レジャーで訪れる観光客と市民が一体となって環境の保全に向けたマナー向上に努めます。
- ・建築物や工作物の新築等や土地の形質変更、樹木の伐採等、自然を改変するような開発の際には、生態系への配慮等、指導に努めます。
- ・市民や事業者が実施する自然環境の質を高める活動に対して、情報提供を行います。
- ・エシカル消費の普及啓発に努めます。

? エシカル消費とは、環境や社会に配慮した商品やサービスを選ぶことを意味します。

例えば、オーガニック食品（農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品）を選んだり、フェアトレード商品（開発途上国の生産者や労働者に対して適正な価格で商品を買取り、生産者の生活向上や地域社会の発展に貢献する仕組みのもとで作られた商品）を選んだり、リサイクル製品を使うことなどで、生物多様性を守り、生産者の労働環境改善や地域社会の発展に貢献し、持続可能な社会づくりを支えます。



◆身近な自然づくりの活性化

- ・学校や公園、街路樹など、公共施設の緑地を増やし、適切な維持管理に努めます。
- ・広報紙及びホームページを活用して、市民や事業所が地域の緑化に取り組みやすい緑の情報を提供します。

◆生物の生息・生育情報及び保全対策の公開

- ・生物多様性を保全するために、動植物の調査を実施します。
- ・豊かな自然の環境学習会等を実施します。(外来種や調査結果の公開も含む)
- ・生物の生息環境の保全のために、正しい知識や効果的な方法や生息環境について情報を提供します。
- ・天然記念物、貴重種については、生息・生育情報を公表するとともに、関係法令等の各種制度の適切な活用を図り、保護を促進します。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・北茨城市の自然や動植物に関心を持ち、SNS で市の自然環境について考えてみます。 ・公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。 ・動植物をむやみに捕獲・採集しません。 ・外来種について学び、飼育している動物及び栽培している植物を自然界に放たないようにします。 ・県や市などが発信する動植物等の情報に注意を払い、身近な自然に配慮した行動を心がけます。 ・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。 ・環境や社会に配慮した商品やサービスを選ぶエシカル消費や、リサイクル製品を使うことなど、日常生活の中で生物多様性の向上に貢献します。 ・公園や街路樹などの身近な緑を大切にします。 ・自宅や地域のコミュニティ施設などの緑化と適正な管理に努めます。
-------	---

事業者の取組	<ul style="list-style-type: none">・事業活動における自然環境や生態系への負荷低減に努めます。・工事等にあたっては、野生生物への影響を回避するよう、工法や時期などに配慮します。・農地や山林の持つ保水機能や水源の保全・浄化機能の保持に努め、野生生物の生息・生育の保全に努めます。・動植物の生息・生育調査や環境学習会、保護活動に参加・協力します。・事業地内で自然環境の質を高める取組ができないか検討します。・環境や社会に配慮した商品やサービスを選ぶエシカル消費を事業活動で使うことなど、事業活動の中で生物多様性の向上に貢献します。・自然を活かした公園や景勝地における整備や保護活動に参加・協力し、自然に親しむ機会の提供に協力します。・敷地内における緑化を推進し、緑地面積の増大に努めます。・公園や街路樹などの維持管理に参加・協力します。
--------	--

(2) 水辺・里山・農地を保全し、自然を守りながら活用します



◆水辺とその空間の保全

- ・花園溪谷や水沼ダム、大北川など山間部や平地部の水辺は、貴重な親水空間として保全に努めます。
- ・世界かんがい施設遺産として登録された、十石堀の保全に努めます。
- ・海岸沿いの松林について害虫防除を行うなど、松林の有する機能保持を図るよう努めます。
- ・五浦海岸や磯原海岸など景勝地の保全に努めます。
- ・環境整備ボランティアの活動を推進します。
- ・津波や高潮、潮風を抑制するため、効果的な防潮林の整備を関係機関に働きかけます。
- ・良好な自然環境の創出に向けて、豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然の保全により、地域住民のウェルビーイングの向上と地域活性化を実現する取組を進めます。

ウェルビーイング

国の第六次環境基本計画において、「ウェルビーイング」は、単なる経済的な豊かさだけでなく、人々の心身の健康、幸福感、生活の質を包括的に表す概念として位置づけられています。従来の経済成長一辺倒の考え方では、環境問題や社会問題が深刻化し、人々の幸福感が必ずしも高まらないということが明らかになってきました。そこで、第六次環境基本計画では、環境保全を通じて人々の生活の質を向上させるという新たな視点が導入され、ウェルビーイングが最上位の目標に掲げられています。

世界かんがい施設遺産

十石堀は、農民自らの発意と計画により寛文9（1669）年に建設された約15キロメートルの用水施設です。現在は、鉄筋コンクリート三面張り水路に改修されている区間もありますが、水源から約2kmの区間は、建設後350年が経過した現在でも建設当時の姿のまま利用されています。

この十石堀は、令和元（2019）年9月4日、インドネシアで開催されたICID（国際かんがい排水委員会）第70回国際執行理事会において、世界かんがい施設遺産として登録されました。

十石堀親水公園から瀧ノ沢水門までは遊歩道があり、往復1時間ほどで散策できます。



十石堀

◆里山とその空間の保全

- ・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。
- ・里山の景観保全や森林を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を推進します。
- ・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を推進します。
- ・自然の恵みを生かして多様な社会課題の解決につなげるNbSの考え方の下で、特に、自然生態系の気候変動緩和機能（吸収源）や適応機能（防災・減災）等を効果的に発揮させるために、森林、沿岸生態系等の保全、再生を推進します。
- ・バイオマス資源の活用による里山の適切な管理を通して、気候変動対策と生物多様性保全の向上を図ります。



NbS（Nature-based Solutions）とは、自然の力を活用して、気候変動や自然災害、水不足といった様々な社会課題を解決しようとする考え方です。

NbSは、人工的な対策に比べて、自然の力を利用するため、より持続可能で環境への負荷が少ないと考えられています。



◆農地とその空間の保全

- ・遊休農地（耕作放棄地）の解消に努めその保全を図るとともに、環境に配慮した農業基盤の整備を推進します。
- ・持続性の高い農業生産方式の普及を図るためみどり認定登録を推進します。
- ・農業用水路などは、災害低減を加味しつつ生物生息空間に配慮した保全に努めます。

? みどり認定とは、「みどりの食料システム法」に基づき、化学肥料・農薬の使用低減などの環境にやさしい農業に取り組む農業者の認定制度です。

? 認定を受けると、設備投資の際の税制や国庫補助金採択で優遇されるほか、日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。



◆自然と一体の農林畜水産業の活性化

- ・生産者や消費者に、安心・安全な農産物等の地産地消を推進し、広く PR していきます。
- ・学校給食では、安心・安全な地元の農産物等の使用に努めます。
- ・農林畜水産業の後継者の確保と育成を推進します。
- ・市民農園やソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）などの、遊休農地（耕作放棄地）等を活用した取組を促進します。

? ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）とは、従来通りの農業を営みながら、農地に支柱を立てて太陽光発電設備を設置し、発電を同時に行うことで、地域農業の活性化、持続可能性の向上への貢献と、温室効果ガス削減を同時に実現する取組です。

? 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。



出典：農林水産省 HP



◆エコツーリズムの活性化

- ・自然を活かした公園や景勝地における自然観察会や観光を推進し、自然に親しむ機会の提供の充実を図ります。
- ・農業・漁業・林業体験を通じたグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを推進し、訪問者が北茨城の自然・文化にふれる機会を提供します。
- ・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備、適切な管理を図ります。



グリーン・ツーリズムとは、地域の自然や文化などの資産を活用した、体験型レジャーのことを言い、本市では「十石堀」散策ツアーや、農業体験、農家民宿などが登録されており、自然いっぱいの農村や漁村に滞在し、その地域ならではの体験や交流をすることができます。

また、ブルー・ツーリズムとは、海洋や水辺を活用した観光活動のことを言います。



市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の景観保全や維持・管理のための活動に参加・協力します。 ・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ・バイオマス資源を活用した暖房器具の使用などの検討を行います。 ・遊休農地（耕作放棄地）は、市民農園やソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）などの有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ・減農薬や減化学肥料に努めます。 ・直売所などを利用し、地元の農水産物を積極的に購入します。 ・農林畜水産業の後継者の育成に協力します。 ・訪問者に、北茨城市の自然にふれ、楽しんでもらうため、グリーン・ツーリズムや、ブルー・ツーリズムに協力します。 ・北茨城市の自然を活かした公園や景勝地などで行われる自然観察会に参加するなど、積極的に自然に親しみます。 ・北茨城市の自然や動植物に関心を持ち、SNS で市の自然環境について多くの人に発信することなどについても検討します。
--------------	---

事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の維持・管理活動に参加・協力します。 ・間伐材など地元の木材を積極的に活用します。 ・バイオマス資源を活用した暖房器具の使用などの検討を行います。 ・木材や加工品の FSC 認証取得などによる森林の管理に努めます。 ・遊休農地（耕作放棄地）は、市民農園やソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）などの有効活用を図り、適正な維持管理に努めます。 ・持続性の高い農業生産方式の普及を図るため、みどり認定登録を目指します。 ・直売所や各種イベントの即売会などを利用し、地元の農水産物を販売します。 ・小売店や飲食店では、地元の農水産物を積極的に取り扱い、地産地消に努めます。 ・農林畜水産業の後継者の育成に協力します。
---------------	---

4.2 生活環境保全

(1) 青い空と深い山にふさわしい、さわやかな空気を保ちます



◆大気汚染防止対策

- ・大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
- ・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を推進します。
- ・公用車及び市巡回バスにエコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入を推進するとともに、市民や事業者にも導入を呼びかけます。
- ・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑地の保全を推進します。
- ・光化学オキシダントの低減は環境保全対策と気候変動対策の両方の対策にとって効果的（コベネフィット）な施策として取り組みます。

コベネフィット（共通便益）とは、一つの活動がさまざまな利益につながっていくことです。例えば、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染問題を改善することで、温室効果ガス排出量の削減を同時に実現することなどが挙げられ、グリーンジョブの創出、公衆衛生の向上、生物多様性の改善などにも便益が及ぶ場合があります。

◆悪臭対策

- ・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者への指導を徹底します。
- ・悪臭防止、有害物質排出抑制のため家庭ごみ等の自家焼却（野焼き）の禁止や浄化槽の適正管理など、市民に対して啓発を行います。

◆大気環境の監視・調査の継続

- ・一般大気環境、自動車排出ガスなど大気環境の測定・監視を継続し、結果を公表します。
- ・工場・事業場等からの排出ガスに対する監視・指導に努めます。
- ・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・車を購入する際は、エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）を購入するように努めます。 ・自家用車の利用を控え、自転車や公共交通機関の利用に努めます。 ・大気を浄化するため、庭やベランダの緑化に努めます。 ・大気汚染や悪臭の原因となる野焼きは行いません。 ・浄化槽の適正管理を行うなど、家庭における悪臭の発生防止に努めます。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ・排出基準を遵守し、大気汚染物質による環境負荷の低減に努めます。 ・ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤を控えます。 ・エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入を推進します。 ・焼却炉の使用や野焼きの規制を守ります。 ・大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。 ・住民等からの苦情については、迅速に対応します。

(2) 花園の山々から太平洋に注ぐまで、清らかな水を保ちます



◆工場・事業場の排水対策

- ・「水質汚濁防止法」、「下水道法」など関係法令に基づき、排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を進めます。
- ・公共施設、建設作業などからの排水を適正に処理します。
- ・油や農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。

◆生活排水対策

- ・公共下水道及び漁業集落排水施設への接続を推進します。
- ・公共下水道等接続区域以外の区域において浄化槽の設置を推進するため助成を行います。またその適正管理を指導します。
- ・環境負荷の低い洗剤や水切りネットの使用、できるだけ油を直接流さない等、生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。

◆水質の監視・調査の継続

- ・河川など公共用水域及び地下水の水質調査を継続し、水質の監視に努めるとともに、結果を公表します。
- ・工場・事業場等からの排水を定期的に調査し、適切な指導に努めます。
- ・水道水源の水質検査を実施するとともに監視及び保全に努めます。
- ・水質事故や苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。
- ・海洋ごみ・プラスチック汚染対策の推進など、生物多様性の保全や気候変動、循環型社会の構築とコベネフィットな施策を推進します。

市民 の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・河川や地下水の保全に関する認識を深め、家庭における生活排水対策に努めます。 ・食べ残しは、流しから排出しないように水切りネットなどを使用し、油がついた食器類は油分をふき取ってから洗浄します。 ・できるだけ油を直接流さないなど、水を汚さない対策に努めます。 ・家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選んだり、洗剤の量を減らしたりします。 ・公共下水道及び漁業集落排水処理区域内では速やかに接続し、その他の区域では浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃等）に努めます。
---------------	--

事業者 の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ・排水基準を遵守し、水質汚濁物質による環境負荷の低減に努めます。 ・排水処理施設の維持管理に努め、工場内排水の適正処理を図ります。 ・公共下水道区域内では速やかな接続に努めます（工場等は市と協議を行います）。 ・公共下水道区域外では浄化槽の設置により適正な維持管理に努めます。 ・水質事故や住民等からの苦情には、迅速かつ適正に対応します。
----------------	---

(3) 子どもがのびのび遊べる安心・安全な環境にします



◆地盤沈下・土壌汚染対策

- ・地下水の過剰くみ上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。
- ・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。
- ・工場、事業所における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。
- ・環境保全型農業の普及による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。

◆有害化学物質の排出防止対策

- ・事業者に対し、PRTR 法に基づく化学物質の適切な管理・使用を指導します。
- ・農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。
- ・違法な野焼きによるダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集・提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。
- ・ごみ焼却処理施設等からのダイオキシン類の発生抑制を指導します。
- ・有機フッ素化合物（PFAS）に関する河川調査や情報収集を継続し、結果を市民に公表します。

 PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度です。平成 13（2001）年 4 月から実施されています。

出典：経済産業省ホームページ 

◆放射性物質による環境汚染対策

- ・公共施設や、河川、土壌における放射線量の測定を継続的に行い、その結果を市のホームページに掲載します。
- ・放射性物質について、放射性物質汚染対処特措法に基づき、国や県と連携し、必要な対策を講じるとともに、放射性物質による風評被害の払拭のため、安心・安全の確保に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の適正な利用に努めます。 ・有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。 ・環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。 ・除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。 ・野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。 ・ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。 ・飲料水や食品等の放射性物質の情報等に注意して行動します。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の適正な利用に努めます。 ・土壌汚染対策法やPRTR法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。 ・廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等に当たっては、適正な管理に努め、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止に努めます。 ・有害化学物質を使用しない工程への変更を努めます。 ・農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。 ・焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

(4) 鳥や虫の声を楽しめる、静かできれいなまちづくりを進めます



◆騒音・振動対策

- ・事業所や工事等からの騒音・振動については、騒音規制法や振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。
- ・生活騒音や飲食店等の営業騒音、自動車の運転時のアイドリングストップなど、周辺環境に配慮するモラルの普及啓発に努めます。

◆騒音・振動の監視・調査の継続

- ・自動車交通騒音の測定・監視を実施します。
- ・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに、未然防止に努めます。

◆不法投棄されない環境づくりの推進

- ・不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報紙などの活用による啓発活動を行います。
- ・不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。
- ・土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。

◆きれいなまちづくりの推進

- ・ごみゼロの日である 5 月 30 日前後の休日に実施されている市内一斉清掃（北茨城市環境美化運動の日）を推進するとともに、市民の清掃（ごみ拾い活動、クリーンウォーキングなど）活動を推進します。また、ペットのふんの持ち帰り、ポイ捨ての防止等、マナー向上に努めます。
- ・道路敷、空き地の雑草の適正管理に努め、景観保全に努めます。
- ・海岸や公園、観光地などの利用者へのごみ持ち帰り、ペットのふんの持ち帰り等、マナーの普及啓発に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none">・自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動防止に努めます。・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。・北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃や、地域での環境美化活動に参加します。・ペットのふんは、飼い主が責任を持って処理します。・自宅の周囲や通学路など、身近な雑草の除草を心がけます。・道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。・海岸や公園、観光地などでは、ごみを持ち帰ります。
-------	--

事業者の取組

- ・騒音規制法や振動規制法に基づく規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。
- ・車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。
- ・工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。
- ・住民等からの苦情に関しては、迅速に対応します。
- ・不法投棄を見つけたら、速やかに市や警察に通報します。
- ・適正な廃棄物処理業者と契約し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により責任を持って管理します。
- ・防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりに努めます。
- ・北茨城市環境美化運動の日に行う市内一斉清掃や、地域での環境美化活動に参加します。
- ・事業所及び事業所周辺の清掃活動に努めます。
- ・空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。
- ・敷地内の緑化や花壇の管理に努め、まちを彩る花と緑を増やします。

ごみ拾いアプリ PIRIKA(ピリカ)

茨城県が運用している、ごみ拾いアプリケーション「PIRIKA（ピリカ）」を使うと、スマホなどのモバイル端末から県内に不法投棄された廃棄物の状況を写真やコメント付きで簡単に投稿することができます。

投稿していただいた不法投棄に関する情報は、位置情報や写真などの情報も含めて、リアルタイムで県に提供されます。

4.3 循環型社会形成・地球環境保全

(1) 3Rに取り組み、循環型社会の形成を目指します



3Rとは、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つのRの総称で、Reduce（リデュース）とは、ものを大切に使い、ごみを減らすこと、Reuse（リユース）とは、使えるものはくり返し使うこと、Recycle（リサイクル）とは、ごみを資源として再び利用することです。

3Rに加え、ごみのもとになるものを断るという意味のRefuse（リフューズ）、修理して使うという意味のRepair（リペア）を加えて、5Rと言われることもあります。

◆ごみの発生抑制と減量化の推進

- ・ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発（市の祭事等のイベント会場含む）などにより、ごみの排出量の削減を推進します。
- ・生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。
- ・使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発に努めます。
- ・環境にやさしい商品の販売や簡易包装、レジ袋削減などごみ減量化やリサイクル活動に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて市民へ周知します。
- ・製品等の出荷の際は、梱包（包装）の簡素化を推進します。
- ・事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導・啓発を行います。

◆再使用の推進

- ・物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。
- ・古着や古物は、フリーマーケット等を活用し再使用を促進します。
- ・事業者に対し、リターナブル瓶など繰り返し使用できる容器の採用を推進します。

◆再資源化の推進

- ・「容器包装リサイクル法」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。
- ・清掃センターでは、廃熱利用などリサイクル機能を有した設備の運用を継続します。

- ・「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レア金属の再資源化を推進します。
- ・市内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効に利用するリサイクルの仕組みづくりに取り組みます。(野焼きの禁止等の推進)
- ・農業用廃プラスチック等の回収・有効活用(リサイクル)を指導します。
- ・廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを推進します。

◆3Rの総合的な推進

- ・ごみ処理基本計画を推進し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。
- ・ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、3Rについて市民の意識向上を図ります。
- ・高萩・北茨城広域事務組合と連携し、市民が利用しやすい清掃センターの運営に努めます。
- ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。
- ・プラスチックボトルを回収して繊維製品に再利用する取組や、シェアリングエコノミーと呼ばれるカーシェアリング、自転車シェアリングなど、製品を共同で利用するといった身近な生活様式を見直していく取組など、生活様式の変容を呼びかけます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみは市が行っている分別収集に従って適正に排出します。 ・エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。 ・生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。 ・買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。 ・水筒・マイボトルを持つなど、ごみの発生抑制に努めます。 ・過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。 ・洗剤や調味料などは詰め替え可能な商品を選び、使い捨てではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。 ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。 ・物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。 ・リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
-------	--

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。 ・不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。 ・エコマークやグリーンマーク商品の購入を心がけます。 ・カーシェアリング、自転車シェアリングなど、製品を共同で利用するといった身近な生活様式を見直していく取組など、生活様式の見直しを考えます。
-------	---

事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。 ・使い捨てではなく、繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に努めます。 ・販売店などでは、使い捨てレジ袋の削減のため、マイバッグ持参を促進します。 ・水筒・マイボトルを持つなど、ごみの発生抑制に努めます。 ・簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に努めます。 ・製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。 ・ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。 ・事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用により、紙の節約に努めます。 ・施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指します。 ・事業系廃棄物の減量化と分別を徹底し、リサイクルを推進します。 ・製品等について、受け入れの際は梱包（包装）の簡素化を依頼し、出荷・納品の際は梱包（包装）の簡素化に努めます。 ・食品を扱う事業所から排出される生ごみの減量化及び堆肥化に努めます。 ・農業用廃プラスチックは回収に出すなどリサイクルに協力します。
--------	---

(2) ゼロカーボンシティ構築に向けて気候変動対策を推進します



◆再生可能エネルギーや効率的なエネルギー利用促進

- ・太陽光発電や小型水力発電など再生可能エネルギーの活用に向けた普及啓発、誘導を図るとともに、設備の耐用年数や適切な処理方法など関連する情報等について提供します。
- ・公共施設への太陽光発電システムの導入を進め、市民に対する環境学習にも活用します。
- ・再生可能エネルギーを使用した電気の利用拡大を図ります。
- ・新たな再生可能エネルギーの利用促進を図ります。
- ・エネルギーの地産地消の取組を進めます。
- ・工場や施設における廃熱等を利用してエネルギーを創出するなど、再生可能エネルギーの利活用を推進します。

◆気候変動対策の推進

- ・北茨城市地球温暖化対策実行計画を推進し、市民、事業者、市の協働により地球温暖化対策に取り組みます。
- ・市民や事業者に対して、ハザードマップや熱中症予防等の気候変動に対する適応策などを周知します。
- ・災害防止の観点から、森林の管理や河川の復旧工事等を行います。
- ・本計画を推進し、市民、事業者、市の協働により気候変動への適応策に取り組みます。

◆人づくり・環境づくりの推進

- ・環境教育や学習、市民イベントなどで温室効果ガス排出量削減に向けた行動促進をはじめ、さまざまな環境問題に対する意識の向上を図ります。
- ・公共施設や学校等で導入した太陽光発電システム等を活用し、子どもたちの環境意識の向上に役立てます。
- ・エコカーの普及促進やエコドライブの啓発を行うとともに、市巡回バス等にEVバスを導入するとともに、公共交通の利便性向上や利用促進を図っていきます。
- ・地域での地球温暖化防止活動を実践・啓発するために茨城県から委嘱されている「茨城県地球温暖化防止活動推進員」の活動を支援し、地球温暖化防止への普及に努めます。
- ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活を推進します。

◆CO₂削減につながる事業活動の拡充

- ・森林の二酸化炭素吸収機能を向上させるため、間伐、下刈り、植林等を実施するなど森林の保全・管理に関わる施策を推進します。
- ・藻場による二酸化炭素吸収機能を向上させるため、藻場の維持管理や保全活動、市民への普及啓発を推進します。
- ・エコカー（ハイブリッドカーやEVなど）やエコドライブに関する適切な情報提供、エコカーの導入、エコドライブの推進を図ります。
- ・家庭におけるCO₂排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂見える化の活用を普及させ、CO₂削減の取組を推進します。
- ・ゼロカーボンシティの実現に向け、CO₂を吸収する森林や緑地の整備を推進します。
- ・自社の排出量の削減にとどまらず、提供する製品やサービスを消費者が利用する際に排出される温室効果ガスの削減を目指す脱炭素型ビジネススタイルの普及促進を行います。

◆地球温暖化（気候変動）に関する情報収集や情報発信

- ・地球温暖化に関して、さまざまな情報を入手し、市民に分かりやすく情報を提供します。
- ・北茨城市における温暖化の影響についての知見・情報の収集に努め、適応策の検討・実施を進めます。
- ・ウォームシェアやクールシェアの取組を促進し、真夏や厳冬日に公共施設などを開放します。

◆適応策の推進

- ・地球温暖化による気候変動への対策として、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」を進めていきます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・北茨城市地球温暖化対策実行計画における市民の取組に努めます。 ・家庭における CO₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時の CO₂ 排出量表示など、CO₂ の見える化を活用し、CO₂ 削減に取り組みます。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。 ・太陽光発電などの再生可能エネルギーを取り入れ、地球温暖化防止につながる電力を利用します。 ・耐用年数を経過した発電設備は適宜取り替えを行い、不要になった発電設備は適切に処理します。 ・市が発信するハザードマップや熱中症予防などの気候変動に対する注意喚起などの情報収集に努めます。 ・災害が起こった際には、市に対して情報発信に努めます。 ・本計画を推進し、市や事業者と協働してできることから気候変動への適応策に取り組みます。 ・環境に関する学習に積極的に参加し、さまざまな環境問題に対する意識の向上を図ります。 ・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に努めます。 ・家用車の買い替えの際に、より環境性能の高いエコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入やエコドライブの実践に努めます。 ・地球温暖化防止に関するさまざまな情報の理解に努めます。 ・市のウォームシェアやクールシェアの取組に関心を持ちます。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・北茨城市地球温暖化対策実行計画における事業者の取組に努めます。 ・製品やサービスに CO₂ 排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂ の見える化の活用に協力します。 ・事業所における CO₂ 排出量を把握し、CO₂ 削減に取り組みます。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。 ・工場や自動車からの排出ガスの環境負荷低減に努めます。 ・市が発信するハザードマップや熱中症予防などの気候変動に対する注意喚起などの情報収集に努めます。 ・災害が起こった際には、市に対して情報発信に努めます。 ・本計画を推進し、市や市民と協働してできることから気候変動への適応策に取り組みます。

事業者の取組	<ul style="list-style-type: none">・環境に関する学習に積極的に協力します。・緑化や緑のカーテン、雨水を利用した打ち水など自然の力を活用した省エネ生活に協力します。・敷地内の森林の保全・管理を推進します。・社用車の買い替えの際に、より環境性能の高いエコカー（ハイブリッドカーやEVなど）の導入や正しいエコドライブの実践に努めます。・太陽光発電システム等の設置など、自然エネルギーを活用する機器の導入を検討します。・耐用年数を経過した発電設備は適宜取り替えを行い、不要になった発電設備は適切に処理します。・工場や施設における廃熱等の利用など、リサイクルエネルギーの利活用に努めます。・地球温暖化防止に関するさまざまな情報の理解に努めます。・市のウォームシェアやクールシェアの取組に関心を持ちます。
--------	---

4.4 環境活動実践

(1) みんなが環境について学んでいきます



◆市民への環境学習の推進

- ・環境フェアの開催や市民夏まつり等のイベントにおいて環境学習の機会を提供し、環境意識の向上と環境活動の促進を図ります。
- ・自然観察会などの体験学習を取り入れた環境学習の推進を図ります。
- ・参加しやすい環境学習会のスタイルを検討します。

◆子どもたちへの環境教育の推進

- ・小中学校や子ども会、スポーツ少年団など子供が属する団体で環境教育のための活動を支援します。
- ・夏季休暇を利用した環境イベントや環境学習会など、小中学生への環境学習の機会を提供します。
- ・こどもエコクラブの活動について紹介するとともに、登録及び会員拡大に努めます。
- ・環境に関する絵画や標語などの作品コンクールを行います。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員の環境事業活動(学校などでの出前授業)を推進します。

こどもエコクラブは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。こどもエコクラブでは、生物多様性に関する環境学習、耕作放棄地に蛍を再生させて保全する活動、地域ぐるみで地球温暖化防止の啓発と脱炭素に向かうアクションなど、子供たちとサポーターが楽しく学びながら活動を行っています。

(出典:こどもエコクラブホームページ)

◆環境情報の収集及び提供

- ・北茨城市環境白書(市の環境に関する調査データ等)を毎年公表します。
- ・県内外の環境学習に役立つ情報を収集し、広報紙やホームページなどで市民や事業者へ広く情報を提供します。
- ・環境関連図書や資料等、環境情報の充実に努めます。

市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校では、PTA 活動等を通して、親子で環境について考える機会を増やします。 ・子ども会やスポーツ少年団などでは、環境学習に役立つ行事を取り入れます。 ・茨城県地球温暖化防止活動推進員の環境事業活動に参加します。 ・こどもエコクラブに登録し、地域の環境保全活動や自然観察会などに計画的に取り組めます。 ・各種イベントで環境に関する情報を積極的に入手します。 ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。
事業者の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内での環境教育に努めます。 ・環境教育にも活用できるよう、職場見学を受け入れます。 ・市が行う環境イベントや地域で実施される環境学習会等に積極的に参加・協力します。 ・自然観察会など、自然とふれあえる場所の整備に参加・協力します。 ・事業所内の環境活動を PR していきます。 ・市の広報紙やホームページなどに掲載されている環境情報を活用します。

(2) みんなで一緒に環境保全活動を行います



◆環境保全活動の普及・啓発

- ・市民、事業者、関係団体等が連携し、様々な視点で協働し環境保全活動を実施できるよう体制を構築します。
- ・環境保全活動を積極的に行っている市民や団体、事業者を市のイベントや広報紙などで紹介し、活動の普及・啓発に努めます。
- ・市の事務事業においてエコアクション21など環境マネジメントシステムの導入を検討します。また、事業者等へも導入を働きかけます。



エコアクション21は、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）で、一般に、「PDCA サイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取り組みを自主的に行うための方法を定めています。エコアクション21は、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組んでいただけるよう工夫されています。

（出典：エコアクションホームページ）



◆環境学習リーダーの育成

- ・自然観察会や環境学習会、環境保全活動のリーダーを育成します。
- ・地域の祭りや伝統行事を継承するため、継承者の育成を支援します。

◆環境保全活動の支援

- ・市民や学校、事業所等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。
- ・環境ボランティアやNPO等が行う環境保全に関する活動の支援に努めます。

市民 の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や子ども会、町内会、環境ボランティア団体等が行う環境保全活動に積極的に参加します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・生活の中で、環境負荷の低減につながる環境活動を積極的に行います。 ・北茨城市環境美化運動の日に実施する市内一斉清掃に参加します。
---------------	--

事業者 の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で行われる環境保全活動に参加・協力します。 ・市が行う環境イベント等に積極的に参加・協力します。 ・事業所周辺の美化活動をはじめ、地域の環境保全に努めます。 ・環境に関する情報を可能な範囲で公開するよう努めます。 ・茨城エコ事業所への登録や環境マネジメントシステムの導入など、環境保全に向けた推進活動の見える化を図ります。
----------------	--